

令和7年（2025年）

第2回定例会

議案の内容

町田市議会事務局調査法制係

042-722-3111
内線 4717・4719

第1版 2025.5.26 調製

令和7年(2025年)第2回町田市議会定例会日程一覧表

※5月26日(月) 告示 議案配付 議会運営委員会
 ※5月28日(水) 正午 一般質問通告締切
 ※5月28日(水) 午後2時～午後5時 一般質問打ち合わせ
 5月29日(木) 午前10時～午後5時

月	日	曜日	会議種別	摘 要	備 考	
6	2	月	本 会 議 議会運営委員会	報告第2号～報告第5号 第62号議案～第64号議案 第66号議案 第54号議案～第61号議案、 第65号議案	提案理由説明 一 質疑 一 表決 提案理由説明	請願・陳情受付締切 午後5時
	3	火	議案説明会 全員協議会			
	4	水	議案調査			
	5	木	本 会 議 議会運営委員会	一般質問		質疑通告締切 午後零時50分
	6	金	本 会 議	一般質問		
	7	⊕				
	8	⊖				
	9	月	本 会 議	一般質問		
	10	火	本 会 議	一般質問		
	11	水	本 会 議	一般質問		
	12	木	本 会 議 議会運営委員会	第57号議案～第61号議案、 第65号議案 第54号議案～第56号議案 請願及び陳情の付託報告	質疑 一 付託	議員提出議案提出締切 午後零時50分
	13	金	常任委員会	総務・健康福祉		
	14	⊕				
	15	⊖				
	16	月	常任委員会	文教社会・建設		
	17	火	常任委員会	常任委員会予備日		
	18	水	議事整理			委員会提出議案提出締切 午後零時50分 即決請願・委員会提出の 議員提出議案提出締切 午後零時50分
	19	木	議事整理			
	20	金	議事整理			
	21	⊕				
	22	⊖				
	23	月	議事整理			
	24	火	議事整理			
	25	水	本 会 議 議会運営委員会	常任委員会審査報告 議員提出議案 請願及び陳情の付託報告	質疑 一 表決 提案理由説明 一 質疑 一 表決	

令和7年第2回定例会は、6月2日（月）に招集され、6月25日（水）までの24日間の会期で開かれます。

審議される案件は、予算3件、条例4件、その他が10件の予定です。

予算案は、令和7年度（2025年度）町田市一般会計補正予算（第1号）など、条例案は、町田市市税条例の一部を改正する条例などが審議される予定です。

◆ 議案の内容 ◆

第54号議案 令和7年度（2025年度）町田市一般会計補正予算（第1号）

第55号議案 令和7年度（2025年度）町田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）

第56号議案 令和7年度（2025年度）町田市病院事業会計補正予算（第1号）

第57号議案 町田市市税条例の一部を改正する条例

※地方税法等の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をします。

第58号議案 町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例

※特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を無償化するため、所要の改正をします。

第59号議案 町田市教育環境整備地区建築条例の一部を改正する条例

※学校施設の多機能化や他の公共施設との複合化など、教育関連施設の整備を推進するにあたり、特別用途地区として「教育環境整備地区」に新たな地区を加え、地区内の建築物の建築制限の緩和及び強化等を行うため、所要の改正をします。

第60号議案 町田市中学校給食センター条例の一部を改正する条例

※南エリア中学校給食センターの建設工事の遅延に伴い、同センターの開業日を変更するため、所要の改正をします。

第61号議案 鶴川駅北口広場デッキ整備工事（その2）請負契約

※鶴川駅周辺再整備基本方針に基づき、駅南北の連絡性を向上させるため、鶴川駅北口広場デッキを整備する工事請負契約を締結します。

第62号議案 土地の買入れについて（原町田特別緑地保全地区・原町田ふるさとの森）

※市街地に近い貴重な自然環境を保全するため、原町田特別緑地保全地区及び原町田ふるさとの森の用地を取得するものです。

第63号議案 土地の買入れについて（三輪緑地）

※市街地に近い貴重な自然環境を保全するため、三輪緑地（町田都市計画緑地事業第27号三輪緑地）の用地を取得するものです。

第64号議案 2025年度東京都議会議員選挙投票用紙自動交付機購入

※2025年度に実施する東京都議会議員選挙の投票事務において使用する、投票用紙自動交付機について、物品供給契約を締結するものです。

第65号議案（仮称）町田市中学校給食センター整備・運営事業契約の変更契約

※南エリア中学校給食センターの建設工事の遅延に伴い、同センターの開業日を変更するため、事業契約の変更契約（3回目）を締結するものです。

第66号議案 道路上における転倒事故に係る損害賠償請求事件の和解について

※道路上における転倒事故に係る訴訟（損害賠償請求事件）について、和解による解決を求めるものです。

【報告承認案件】

報告第2号 令和6年度（2024年度）町田市一般会計補正予算（専決第4号）の専決処分の承認を求めることについて

報告第3号 町田市市税条例の一部を改正する条例に関する専決処分の承認を求めることについて

報告第4号 町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

報告第5号 令和7年度（2025年度）町田市下水道事業会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を求めることについて

令和7年度（2025年度）

6月補正予算

6月補正予算の概要

6月補正予算では、安心して子どもを育てられる環境を整備するため、2025年9月から現在無償化の対象外である0～2歳の第1子保育料等を無償化します。

また、食材料費や光熱費等の物価高騰が続いている中でも、保護者の負担なく適切な保育環境が維持できるよう、市内の保育・教育施設に物価高騰の費用を支援します。

その他、学校給食の食材料における価格高騰対応や、介護サービス事業所等の物価や原油価格の負担を軽減するための支援などの予算を計上します。

一般会計	30億2,142万9千円
特別会計	894万6千円
計	30億3,037万5千円

一般会計補正予算の主な内容

1 赤ちゃんに選ばれるまちになる

- ・ 保育料等第1子無償化事業 2億5,554万1千円
- ・ 保育園・幼稚園等物価高騰対応支援事業 6,643万1千円

2 未来を生きる力を育み合うまちになる

- ・ 学校給食における食材物価高騰対応事業 1億8,912万9千円

3 人生の豊かさを実感できるまちになる

- ・ 介護サービス事業所等物価高騰対策支援事業 4,204万4千円

4 その他

- ・ 定額減税調整給付金支給事業 18億9,745万9千円
- ・ 鶴川西地区統合新設小学校擁壁補強事業 9,924万2千円
- ・ 市民病院物価高騰対応支援事業 3,667万6千円
- ・ 带状疱疹ワクチン任意予防接種事業 1,781万4千円

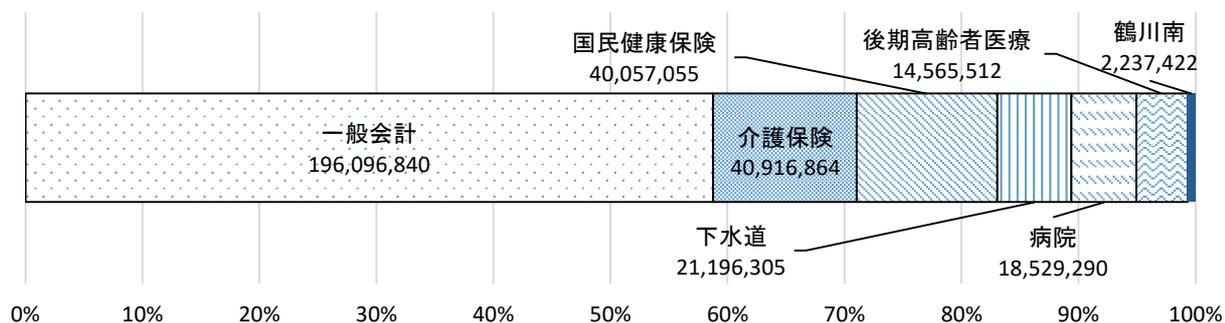
特別会計の補正額

- ・ 後期高齢者医療事業会計 894万6千円

2025年度6月補正 会計別予算構成表

(千円)

区 分	補正前額		補正額	補正後額			
		構成比(%)			構成比(%)		
一 般 会 計	193,075,411	58.4	3,021,429	196,096,840	58.8		
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	40,057,055	12.1	0	40,057,055	12.0	
	介 護 保 険 事 業 会 計	40,916,864	12.4	0	40,916,864	12.3	
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	14,556,566	4.4	8,946	14,565,512	4.4	
	鶴 川 駅 南 土 地 区 画 整 理 事 業 会 計	2,237,422	0.7	0	2,237,422	0.7	
	下 水 道 事 業 会 計		21,196,305	6.4	0	21,196,305	6.3
		収 益 的	12,202,690	3.7	0	12,202,690	3.6
		資 本 的	8,993,615	2.7	0	8,993,615	2.7
	病 院 事 業 会 計		18,529,290	5.6	0	18,529,290	5.5
		収 益 的	16,409,888	5.0	0	16,409,888	4.9
		資 本 的	2,119,402	0.6	0	2,119,402	0.6
	小 計	137,493,502	41.6	8,946	137,502,448	41.2	
	合 計	330,568,913	100.0	3,030,375	333,599,288	100.0	

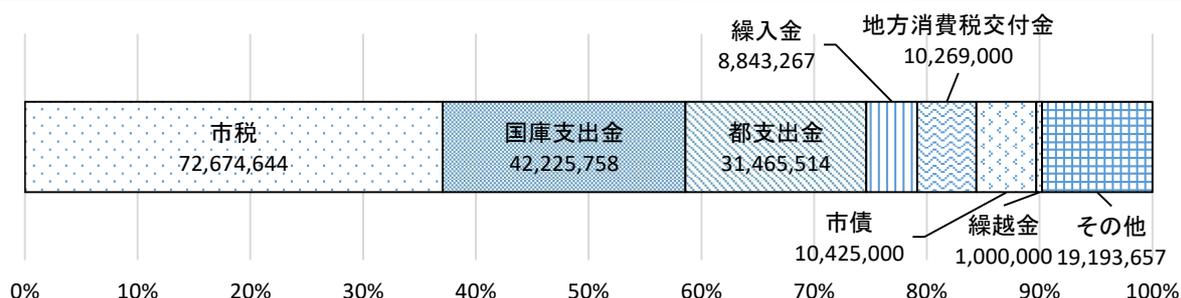


- 一般会計の補正額は30億2,142万9千円で、補正後の全会計予算総額3,335億9,928万8千円に対する一般会計の構成比は58.8%です。
- 後期高齢者医療事業会計の補正額は894万6千円で、後期高齢者医療制度の資格確認書を郵送する経費を計上しています。

2025年度6月補正 一般会計歳入予算内訳表

(千円)

款	補正前額	構成比(%)	補正額	補正後額	
				補正後額	構成比(%)
1.市 税	72,674,644	37.6	—	72,674,644	37.1
2.地 方 譲 与 税	741,000	0.4	—	741,000	0.4
3.利 子 割 交 付 金	401,000	0.2	—	401,000	0.2
4.配 当 割 交 付 金	981,000	0.5	—	981,000	0.5
5.株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,076,000	0.6	—	1,076,000	0.6
6.法 人 事 業 税 交 付 金	1,386,000	0.7	—	1,386,000	0.7
7.地 方 消 費 税 交 付 金	10,269,000	5.3	—	10,269,000	5.2
8.ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	39,000	0.0	—	39,000	0.0
9.環 境 性 能 割 交 付 金	299,000	0.2	—	299,000	0.2
10.地 方 特 例 交 付 金	487,000	0.3	—	487,000	0.2
11.地 方 交 付 税	3,503,000	1.8	—	3,503,000	1.8
12.交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	45,923	0.0	—	45,923	0.0
13.分 担 金 及 び 負 担 金	634,510	0.3	△ 270,510	364,000	0.2
14.使 用 料 及 び 手 数 料	3,681,607	1.9	—	3,681,607	1.9
15.国 庫 支 出 金	40,186,046	20.8	2,039,712	42,225,758	21.5
16.都 支 出 金	30,342,015	15.7	1,123,499	31,465,514	16.0
17.財 産 収 入	1,022,156	0.5	18,229	1,040,385	0.5
18.寄 附 金	318,581	0.2	—	318,581	0.2
19.繰 入 金	8,843,267	4.6	—	8,843,267	4.5
20.繰 越 金	1,000,000	0.5	—	1,000,000	0.5
21.諸 収 入	4,828,662	2.5	1,499	4,830,161	2.5
22.市 債	10,316,000	5.4	109,000	10,425,000	5.3
歳 入 合 計	193,075,411	100.0	3,021,429	196,096,840	100.0

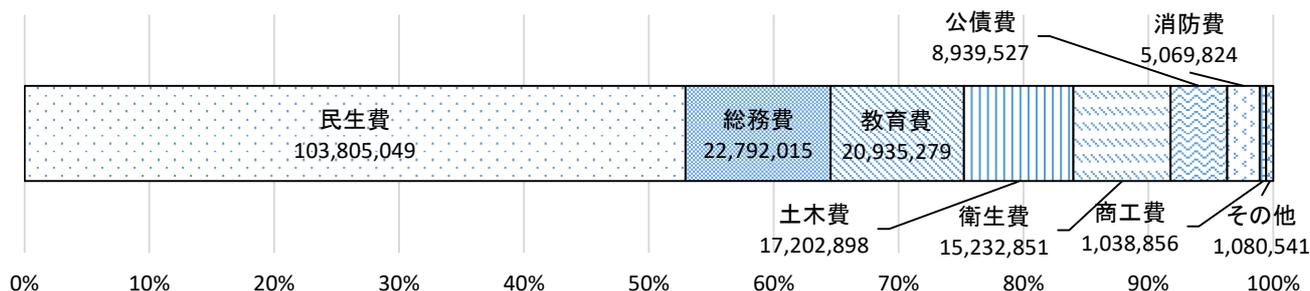


6月補正予算の主なもの

- 款13.分担金及び負担金 児童保育費負担金(△2.7億円)
- 款15.国庫支出金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(20.2億円)、
学校施設環境改善交付金(0.1億円)
- 款16.都支出金 東京都多子世帯負担軽減事業補助金(7.5億円)、
学校給食費保護者負担軽減事業補助金(0.8億円)、市町村総合交付金(0.6億円)、
認可外保育施設利用者負担軽減事業費補助金(0.5億円)、
一時預かり事業・定期利用保育事業費補助金(0.5億円)、
多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金(0.5億円)、
保育所等物価高騰緊急対策事業費補助金(0.4億円)、
私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金(0.1億円)、
带状疱疹ワクチン任意接種補助事業費補助金(0.1億円)、
- 款17.財産収入 学校給食売払収入(0.2億円)
- 款21.諸収入 自主防災組織等活性化推進事業受託収入(1百万円)
- 款22.市債 学校施設整備事業債(1.0億円)、防災情報設備整備事業債(9百万円)

2025年度6月補正 一般会計歳出予算 目的別内訳表 (千円)

款	補正前額	構成比 (%)	補正額	補正後額	構成比 (%)	補正額の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国都支出金	地方債	その他	
1. 議会費	645,878	0.3	—	645,878	0.3	—	—	—	—
2. 総務費	22,418,349	11.6	373,666	22,792,015	11.6	14,349	—	73	359,244
3. 民生費	101,557,996	52.6	2,247,053	103,805,049	52.9	2,911,917	—	△ 270,510	△ 394,354
4. 衛生費	15,162,447	7.9	70,404	15,232,851	7.8	60,424	—	—	9,980
5. 労働費	39,647	0.0	—	39,647	0.0	—	—	—	—
6. 農林費	292,184	0.2	2,826	295,010	0.1	3,393	—	—	△ 567
7. 商工費	1,038,856	0.5	—	1,038,856	0.5	—	—	—	—
8. 土木費	17,202,898	8.9	—	17,202,898	8.8	—	—	—	—
9. 消防費	5,058,487	2.6	11,337	5,069,824	2.6	—	9,000	1,426	911
10. 教育費	20,619,136	10.7	316,143	20,935,279	10.7	173,128	100,000	18,229	24,786
11. 災害復旧費	6	0.0	—	6	0.0	—	—	—	—
12. 公債費	8,939,527	4.6	—	8,939,527	4.6	—	—	—	—
13. 予備費	100,000	0.1	—	100,000	0.1	—	—	—	—
歳出合計	193,075,411	100.0	3,021,429	196,096,840	100.0	3,163,211	109,000	△ 250,782	0

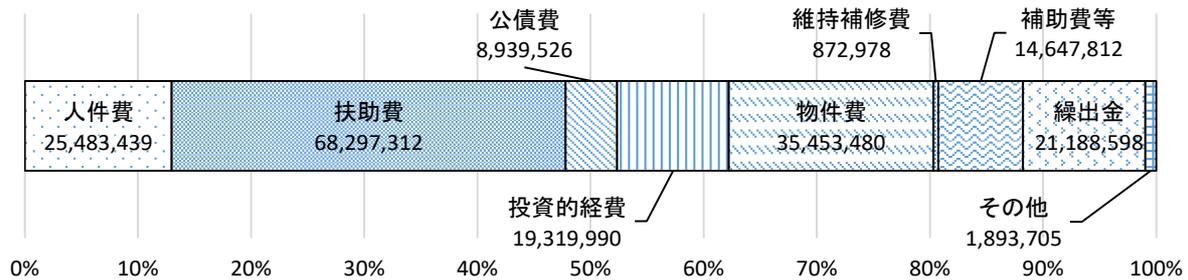


6月補正予算の主なもの

- 款 2. 総務費 財政調整基金積立金(3.6億円)、職員人件費(0.1億円)
- 款 3. 民生費 定額減税調整給付金(17.3億円)、定額減税調整給付金支給事業・業務委託料(1.5億円)、認可外保育所等保育料多子世帯支援補助金(1.0億円)、地域型保育給付費(0.6億円)、保育・教育施設物価高騰対策支援金(0.3億円)
- 款 4. 衛生費 病院事業会計負担金(0.4億円)、带状疱疹ワクチン任意接種委託料(0.2億円)、保健所関係医療費助成費(0.2億円)
- 款 6. 農林費 農地利用地域計画策定委託料(2百万円)、都市農業振興施設整備事業補助金(1百万円)
- 款 9. 消防費 防災情報事業・業務委託料(0.1億円)
- 款 10. 教育費 小・中学校給食費賄材料費(1.6億円)、小学校増改築事業整備工事費(1.0億円)、中学校校舎等改修事業整備工事費(0.4億円)
- 債務負担行為補正の内容(期間/限度額/総事業費)
 - 追加 : 鶴川西地区統合新設小学校擁壁補強事業(2025~2026年度/1.5億円/2.5億円)、町田忠生小山エリア・南エリア中学校給食センター整備運営事業(PFI事業)その3(2025~2039年度/0.5億円/0.6億円)

2025年度6月補正 一般会計歳出予算 性質別内訳表 (千円)

区分	補正前額	構成比(%)	補正額	補正後額		
				補正後額	構成比(%)	
義務的経費	人件費	25,469,017	13.2	14,422	25,483,439	13.0
	職員給与費	24,416,716	12.7	14,422	24,431,138	12.5
	特別職給与費等	1,052,301	0.5	—	1,052,301	0.5
	扶助費	66,462,632	34.4	1,834,680	68,297,312	34.8
	公債費	8,939,526	4.6	—	8,939,526	4.6
	計	100,871,175	52.2	1,849,102	102,720,277	52.4
投資的経費	19,170,931	9.9	149,059	19,319,990	9.8	
その他経費	物件費	35,112,920	18.2	340,560	35,453,480	18.1
	維持補修費	872,978	0.5	—	872,978	0.4
	補助費等	14,361,024	7.4	286,788	14,647,812	7.5
	繰出金	21,151,922	11.0	36,676	21,188,598	10.8
	出資金・貸付金	1	0.0	—	1	0.0
	積立金	1,434,460	0.7	359,244	1,793,704	0.9
	予備費	100,000	0.1	—	100,000	0.1
	計	73,033,305	37.9	1,023,268	74,056,573	37.8
歳出合計	193,075,411	100.0	3,021,429	196,096,840	100.0	



投資的経費 内訳

総務費	2,216,288	農林費	0	消防費	180,357
民生費	1,644,145	商工費	47,335	教育費	5,918,578
衛生費	643,414	土木費	8,669,867	災害復旧費	6

6月補正予算の主なもの

- 人件費 職員人件費(0.1億円)
- 扶助費 定額減税調整給付金(17.3億円)、地域型保育給付費(0.6億円)
- 投資的経費 小学校増改築事業整備工事費(1.0億円)、中学校校舎等改修事業整備工事費(0.4億円)、
- 物件費 小・中学校給食費賄材料費(1.6億円)、
定額減税調整給付金支給事業・業務委託料(1.5億円)、
带状疱疹ワクチン任意接種委託料(0.2億円)
- 補助費等 認可外保育所等保育料多子世帯支援補助金(1.0億円)、
保育・教育施設物価高騰対策支援金(0.3億円)
- 繰出金 病院事業会計負担金(0.4億円)
- 積立金 財政調整基金積立金(3.6億円)

件名	保育料等第1子無償化事業					
予算額（単位：千円）	財源内訳	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
255,541		0	920,409	0	△270,510	△394,358 [※]

【事業の背景・目的】

東京都は、2023年10月以降、保育料の第2子無償化事業を実施してきましたが、2025年9月から対象を拡大し、現在対象外である0～2歳児の課税世帯の第1子の保育料等の無償化を行います。

町田市においても、当事業を活用し、安心して子どもを産み育てられる環境を整備します。

【事業の内容】

① 認可保育施設（認可保育所、認定こども園、小規模保育所、家庭的保育者）

0～2歳児の課税世帯における第1子の保育料を無償化します。

〈現行〉

〈2025年9月以降〉

第1子	第2子以降
保護者負担	無償化



第1子	第2子以降
無償化	無償化

② 未就園児預かり推進事業

第1子の利用者負担額を無償化します。なお、第2子以降の利用者負担額については、東京都の既存事業を活用し、先行して7月から無償化します。

〈現行〉

〈2025年9月以降〉

第1子	第2子以降
保護者負担	



第1子	第2子以降
無償化（月額44,000円まで）	

③ 認可外保育施設（認証保育所・企業主導型保育施設）、その他預かり事業等

認証保育所や企業主導型保育施設の第1子の保育料を無償化します。また、定期利用保育や、幼稚園の満3歳児クラスに在籍する児童を教育時間の前後に預かる預かり保育等の第1子の保育料を無償化します。

【主な事業費】

①地域型保育給付費（小規模保育所、家庭的保育者）	57,358 千円
①施設型給付費（認定こども園・公立保育園）	31,668 千円
②多様な他者との関わりの機会の創出事業補助金	46,991 千円
③定期利用保育多子世帯支援補助金	53,130 千円

【主な特定財源】

①東京都多子世帯負担軽減事業費補助金（都 10/10）	753,894 千円
①児童保育運営費保護者負担金	△270,510 千円
②多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金（都）	46,991 千円
③一時預かり事業・定期利用保育事業費補助金（都）	53,130 千円

※一般財源の減額について…町田市の認可保育施設の保育料は、国が基準として定める保育料の一部を市が負担することで、国基準よりも低く設定しています。無償化に伴い、国基準の保育料全額を東京都が負担するため、市の負担は減少します。

問合せ先	子ども生活部	子ども総務課長	香月	電話	724-2876
		保育・幼稚園課長	三浦		724-2138
		子育て推進課長	田中		724-4468

件名	保育園・幼稚園等物価高騰対応支援事業					
予算額(単位:千円)	財源内訳	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
66,431		24,790	41,641	0	0	0

【事業の背景・目的】

市では、これまで2022年9月、2023年1月、同年6月及び2024年12月に、国の地方創生臨時交付金や東京都の保育所等物価高騰緊急対策事業を活用し、保育園・幼稚園等への物価高騰に対する支援を行いました。その後も食材料費や光熱水費の高騰が続いていることから、東京都は、2025年度においても、保育所等物価高騰緊急対策事業の実施を決定しました。

このことを受け、市は、栄養バランスや量を保った給食の提供や適切な保育環境の維持が、引き続き保護者の追加負担無く実現できるよう、当事業を活用し、保育園・幼稚園等に支援を行います。

【事業の内容】

食材料費や光熱費の物価高騰分について、市内の保育・教育施設を支援します。

対象期間	2025年4月から2025年9月まで			
支給時期	2025年9月 申請受付 10月 支給			
要件	対象期間において、対象施設が昨今の物価高騰に伴う負担を利用者に求めないこと			
対象施設	市内保育・教育施設			
	施設類型	施設数	支給額	延べ児童数
	① 認可保育所	71 施設	33,671 千円	38,970 人
	② 幼保連携型認定こども園	4 施設	4,775 千円	5,526 人
	③ 幼稚園型認定こども園、 新制度移行幼稚園	23 施設	17,366 千円	20,880 人
	④ 私学助成幼稚園	11 施設	7,424 千円	8,826 人
	⑤ 小規模保育所	19 施設	1,986 千円	2,298 人
	⑥ 家庭的保育者	12 施設	301 千円	348 人
	⑦ 認証保育所	4 施設	908 千円	1,050 人
合計	144 施設	66,431 千円	77,898 人	
※支給額の算定根拠: 864円(給食等の提供がない施設は396円)×延べ児童数(2025年4月から2025年9月までの各月初日の在籍児童数合計)				

【事業費】

保育・教育施設物価高騰対策事業補助金 66,431 千円

【特定財源】

①②⑤⑥⑦保育所等物価高騰緊急対策事業費補助金(都10/10) 41,641 千円
 ③④物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 24,790 千円

問合せ先	子ども生活部 保育・幼稚園課長 三浦	電話	724-2138
------	--------------------	----	----------

件名	学校給食における食材物価高騰対応事業					
予算額（単位：千円）	財源内訳	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
189,129		20,844	147,453	0	20,057	775

【事業の背景・目的】

現在、米をはじめとした食材等の価格高騰が継続しており、小学校・中学校の学校給食においても使用する食材の価格上昇が続いています。児童・生徒に、十分な量や栄養バランスがとれた給食を提供するため、賄材料費等を増額して学校給食の質・量を維持します。

【事業の内容】

昨今の食材料における価格高騰に対応するため、一食あたりの給食費を次のとおり上げます。

なお、児童・生徒の給食費は上げ分を含め、完全無償化を継続します。

- ・実施期間：2025年7月1日から
- ・対象者等：児童・生徒・教職員等
- ・実施内容：学校給食の食材料における価格高騰に対して、賄材料費等を増額して学校給食の質・量を維持します。
- ・算出方法：想定上昇率 113.6%（消費者物価指数(東京都区部 食料)により 2024年4月～2025年度末までの想定上昇率を算出)

	現行の給食費 (A)	引上げ後の給食費 (A × 113.6%)	差引
小学校(低学年)	245 円/食	279 円/食	34 円
小学校(中学年)	275 円/食	313 円/食	38 円
小学校(高学年)	300 円/食	341 円/食	41 円
中学校	330 円/食	375 円/食	45 円

※教職員等の給食費は小学校においては高学年児童と同額、中学校においては生徒と同額

【事業費】

賄材料費	184,283 千円
学校給食代替費補助金	3,498 千円
事業・業務委託料(ランチボックス給食)	1,348 千円

【特定財源】

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(国)	20,844 千円
学校給食費保護者負担軽減事業補助金(都 1/2)	84,259 千円
市町村総合交付金(都 3/8)	63,194 千円
学校給食売払収入(教職員等)	20,057 千円

問合せ先	学校教育部 保健給食課長 林	電話	724-2177
------	----------------	----	----------

件名	介護サービス事業所等物価高騰対策支援事業					
予算額(単位:千円)	財源内訳	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
42,044		42,039	0	0	5	0

【事業の背景・目的】

介護サービスは、支援が必要な高齢者やその家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、物価高騰の影響を受けながらも、必要な介護サービスを継続して提供することが求められています。

地域密着型介護サービス事業所等は、地域のニーズに応じたきめ細やかなサービスを提供していますが、物価高騰や原油価格等の影響を大きく受けています。このため、これらの事業所の負担を軽減し、サービスを安定的に提供できるように支援を行います。

【事業の内容】

地域密着型介護サービス事業所及び居宅介護支援事業所に対し、物価や原油価格高騰に対する負担軽減を図るための支援金を交付します。

項目	概要		
支援対象事業所 (計 233)	分類	サービス種別	支援金額
	入所系 (26)	●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(1) ●認知症対応型共同生活介護(25)	食費及び光熱水費 51,600円×定員数
	通所系 (86)	●地域密着型通所介護(55) ●認知症対応型通所介護(17) ●小規模多機能型居宅介護(5) ●看護小規模多機能型居宅介護(3) ●総合事業単独(6)	燃料費 20,400円×事業所が所有する自動車の台数 光熱水費 1,200円×定員数
	訪問系 (121)	●居宅介護支援事業所(103) ●定期巡回・随時対応型訪問介護看護(5) ●高齢者支援センター(13)	燃料費 10,800円×事業所が所有する自動車の台数 光熱水費 24,000円
	※()内は事業所数		
支援対象期間	2025年4月1日から2026年3月31日まで		
申請受付期間	2025年7月から2025年9月まで(予定) ※申請受付後、順次交付します。		

【事業費】

介護サービス事業所等物価高騰対策支援金	41,039千円
人件費(会計年度任用職員1人)	1,005千円

【特定財源】

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(10/10)	42,039千円
雇用保険本人負担金	5千円

問合せ先	いきいき生活部 介護保険課長 江藤	電話	724-4364
------	-------------------	----	----------

議案概要

議案名	第57号議案 町田市市税条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】			
地方税法等の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】			
○ 個人住民税関係			
・ 特定親族特別控除に関する規定を整備します。			
・ 特定親族特別控除とは、19歳以上23歳未満で、一定の所得の範囲内にある子について、所得控除（最大45万円）の対象とするものです。			
・ 施行日：2026年1月1日			
○ 市たばこ税関係			
・ 加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例に関する規定を整備します。			
・ 紙巻きたばこの本数に換算する課税方式を見直すものです。			
・ 施行日：2026年4月1日			
○ 公示送達関係			
・ インターネット及び電子計算機を用いる方法による公示送達に関する規定を整備します。			
・ 施行日：地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日（2026年6月29日までの日）			
【関係法令】			
○ 地方税法（昭和25年法律第226号）			
○ 所得税法（昭和40年法律第33号）			
【補足説明】			
○ 個人住民税関係			
・ 特定親族特別控除は、大学生年代の子どもを持つ親等の税負担を軽減するとともに、いわゆる「103万円の壁」による就業調整の問題に対応することを目的として創設されたものです。			
・ 控除対象となる子の給与収入が123万円以下の場合は特定扶養控除（45万円）の対象となり、123万円超188万円以下の場合は特定親族特別控除の対象になります。			
・ また、子の給与収入が160万円を超えると、その収入に応じて控除額が遡減されます。			
○ 市たばこ税関係			
・ 国のたばこ税の見直しに合わせて、加熱式たばこの課税方式を見直し、紙巻きたばこの税負担差の解消を図ります。			
・ 現在、重量と価格によって紙巻きたばこの本数に換算している課税方式について、重量のみで換算する方式に見直すほか、一定の重量以下のものは1本をもって紙巻きたばこ1本に換算する仕組みとします。			
・ この課税方式の見直しは、激変緩和措置として2026年4月1日以降と同年10月1日以降の2段階で実施します。			
問合せ先	財務部 市民税課長 清水	電話	724-3067

議案概要

議案名	第58号議案 町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例
-----	--

【議案提出の目的】

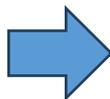
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を無償化するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 0歳児から2歳児までの第1子を含め、保育所等の利用者負担額を0円とします。

<2025年8月まで>

	第1子	第2子以降
0～2歳児	保護者負担	無償化
3～5歳児	無償化	無償化



<2025年9月以降>

	第1子	第2子以降
0～2歳児	無償化	無償化
3～5歳児	無償化	無償化

○ 2025年9月1日から施行します。

【関係法令】

○ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)

【補足説明】

○ 東京都は第1子の保育料を無償化するため、2025年9月から現在の保護者負担分を区市町村に対して補助をする事業を開始します。町田市においても当該補助を活用し、同月から第1子の保育料の無償化を行います。

問合せ先	子ども生活部 保育・幼稚園課長 三浦	電話	724-2138
------	--------------------	----	----------

議案概要

議案名	第59号議案 町田市教育環境整備地区建築条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】			
学校施設の多機能化や他の公共施設との複合化など、教育関連施設の整備を推進するにあたり、特別用途地区として「教育環境整備地区」に新たな地区を加え、地区内の建築物の建築制限の緩和及び強化等を行うため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】			
○ 教育環境整備地区として、以下の2つの地区を新たに加え、建築物の用途の制限の緩和を図るとともに、周辺環境に支障がでないよう、地区特性に応じて壁面の位置の制限等を定めます。			
地区の区分	第三種教育環境整備地区	第四種教育環境整備地区	
建築物の用途の制限の緩和	建築基準法上の用途制限の規定にかかわらず、次に掲げる建築物を建築することができる。 ・集会場（床面積3,000平方メートル以内） ・スポーツ練習場（床面積3,000平方メートル以内）		
壁面の位置の制限	上記建築物の壁面から敷地境界線までの距離 4m以上		
建築物の高さの最高限度	10m	25m	
○ 2025年9月30日から施行します。			
【関係法令】			
○ 建築基準法（昭和25年法律第201号）			
○ 都市計画法（昭和43年法律第100号）			
【補足説明】			
○ 2025年度中に、以下の対象校の建設予定地を都市計画変更する予定です。			
対象校		地区の区分	
・鶴川東地区統合新設小学校（現鶴川第二小学校）		第三種教育環境整備地区	
・鶴川中央小学校（現鶴川第四小学校） ・本町田ひなた小学校（旧本町田東小学校） ・成瀬小学校（旧南第二小学校） ・南第一小学校		第四種教育環境整備地区	
問合せ先	都市づくり部 建築開発審査課長 位田		電話 724-4413

議案概要

議案名	第60号議案 町田市中学校給食センター条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 南エリア中学校給食センターの建設工事の遅延に伴い、同センターの開業日を変更するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 南エリア中学校給食センターに関する規定の施行日を、2025年11月29日までの間において町田市教育委員会規則で定める日とします。○ 公布の日から施行します。 <p>【補足説明】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 南エリア中学校給食センターは2025年9月1日の開業を予定しておりましたが、2024年の夏から秋にかけての雨の影響により工事が遅延し、開業が遅れることとなりました。現時点では、2025年10月1日の開業を予定しております。			
問合せ先	学校教育部 保健給食課長 林	電話	724-2177

議案概要

議案名	第61号議案 鶴川駅北口広場デッキ整備工事(その2)請負契約
-----	--------------------------------

【議案提出の目的】

鶴川駅周辺再整備基本方針に基づき、駅南北の連絡性を向上させるため、鶴川駅北口広場デッキを整備する工事請負契約を締結するものです。

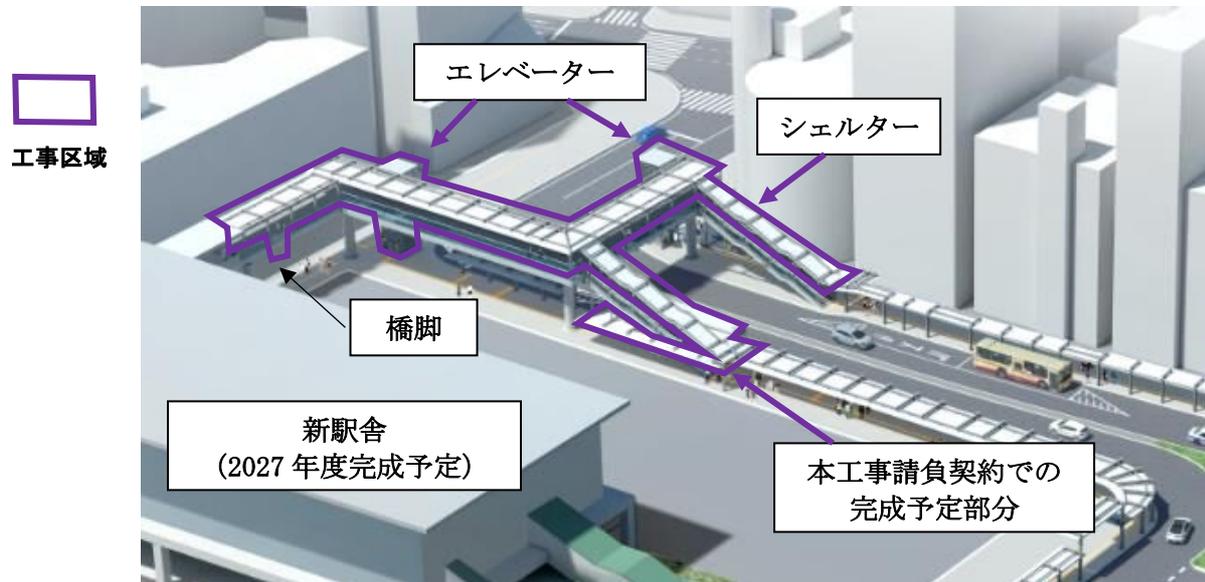
【議案の内容】

- ・ 歩行者デッキ新設工事 全長：74.7m 有効幅員：通路部 4.2m 階段部 2.0m
エレベーター 2基

〈歩行者通路構造〉

デッキ 鋼構造	上部工	13.6m、	橋脚	1基
	シェルター	521㎡、	高欄	168m
	エレベーター	2基		

〈完成平面図〉



【議案の法的根拠】

- 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結）
- 地方自治法施行令第121条の2の2第1項（議決に付すべき契約の基準）
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約）

【契約の概要】

- 契約目的 鶴川駅北口広場デッキ整備工事（その2）
- 契約方法 条件付一般競争入札
- 契約金額 972,829,000円
- 契約相手方 清水・石井特定建設工事共同企業体
代表者 清水建設株式会社 代表取締役 新村 達也
東京都中央区京橋二丁目16番1号
- 工期 契約開始日から2027年2月26日まで

問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 佐々木	電話	724-2523
	(工事内容) 財務部 営繕課長 長谷		724-1293
	(事業内容) 道路部 道路整備課長 込山		724-1125

議案概要

議案名	第62号議案 土地の買入れについて（原町田特別緑地保全地区・原町田ふるさとの森）
-----	--

【議案提出の目的】

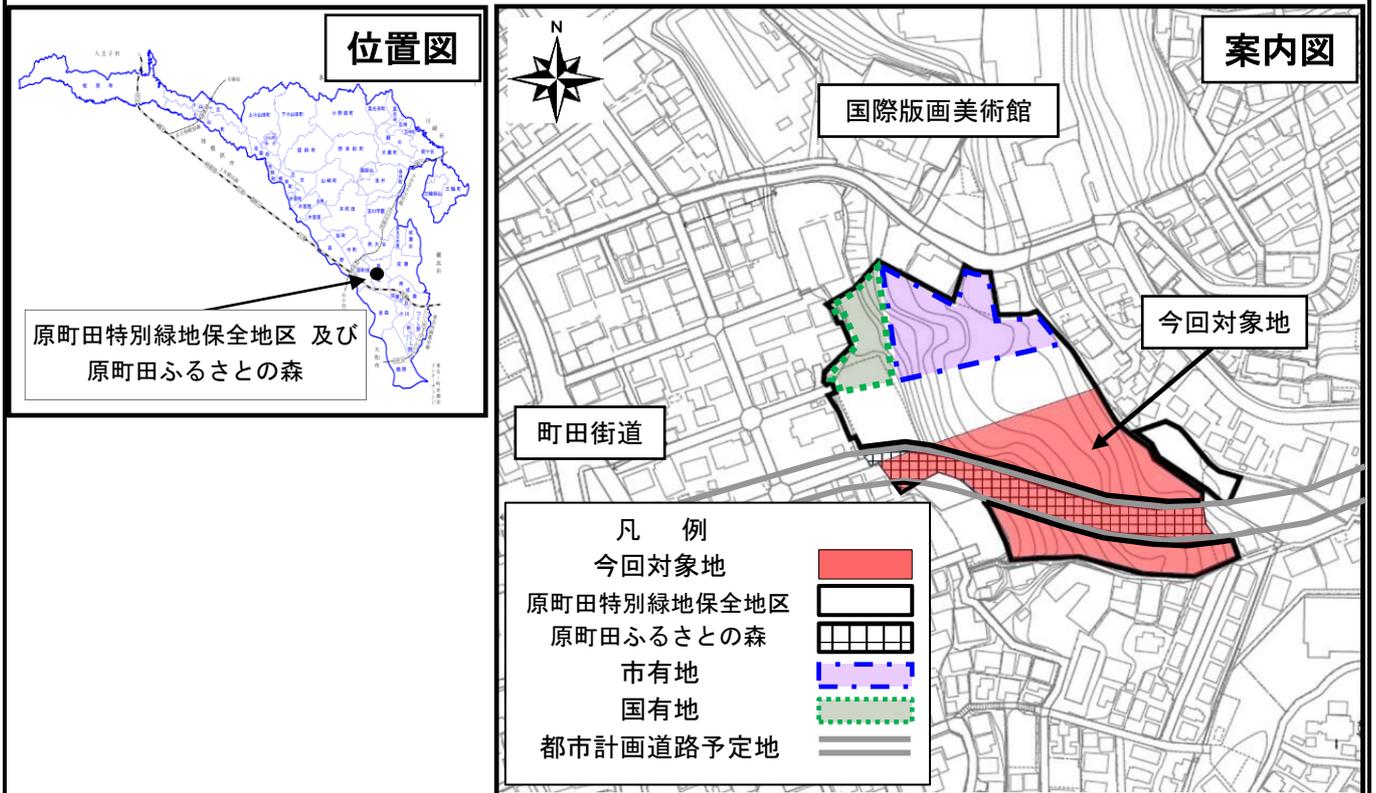
市街地に近い貴重な自然環境を保全するため、原町田特別緑地保全地区及び原町田ふるさとの森の用地を取得するものです。

【議案の内容】

- 買入れ予定日 2025年7月
- 買入れ相手方 町田市森野二丁目2番22号 町田市役所内 町田市土地開発公社
- 買入れ所在地 町田市原町田三丁目1508番2 ほか1筆
- 買入れ面積 8,410.74㎡
- 買入れ予定価格 497,373,063円（1㎡あたり約59,135円）

【議案の法的根拠】

- 地方自治法第96条第1項第8号（財産の取得）
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条（議会の議決に付すべき財産の取得または処分）



問合せ先	都市づくり部 公園緑地課長 神谷	電話	724-4397
------	------------------	----	----------

議案概要

議案名	第 6 3 号議案 土地の買入れについて（三輪緑地）
-----	----------------------------

【議案提出の目的】

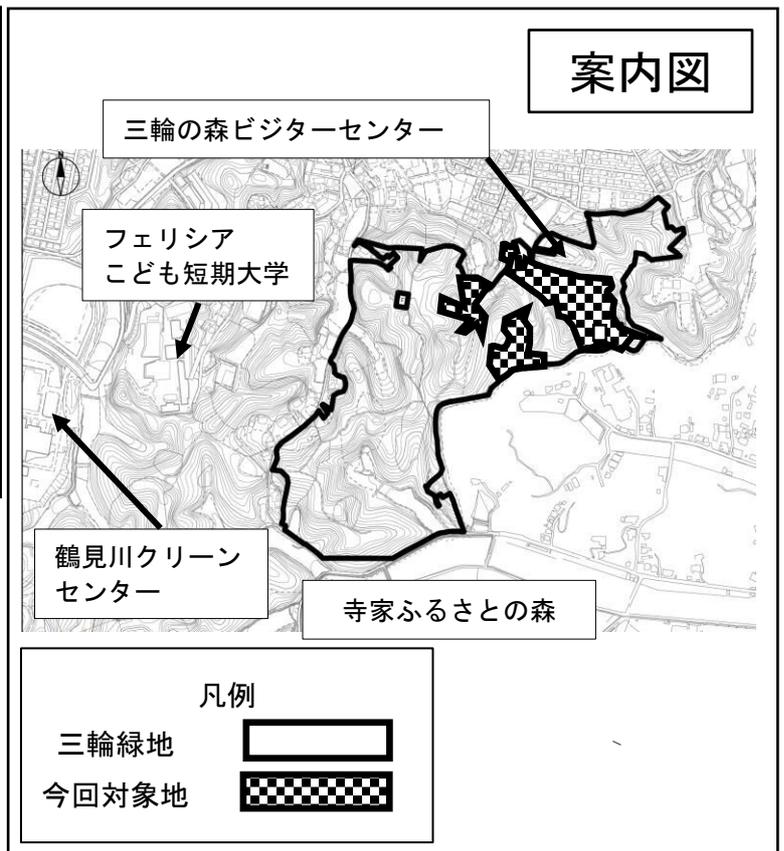
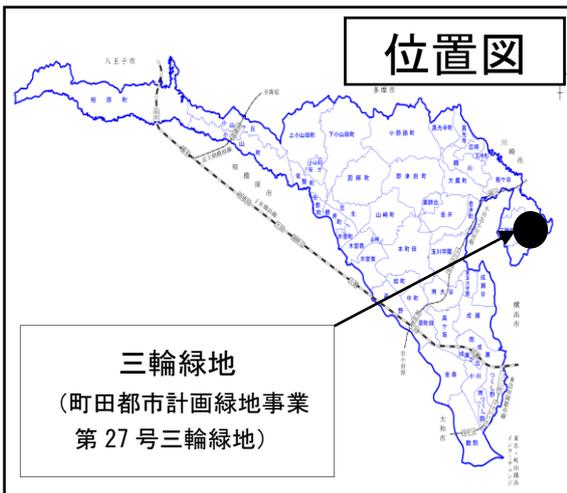
市街地に近い貴重な自然環境を保全するため、三輪緑地（町田都市計画緑地事業第 27 号三輪緑地）の用地を取得するものです。

【議案の内容】

- 買入れ予定日 2025 年 9 月
- 買入れ相手方 町田市森野二丁目 2 番 22 号 町田市役所内 町田市土地開発公社
- 買入れ所在地 町田市三輪町字九号 743 番 1 ほか 26 筆
- 買入れ面積 27,380.28 m²
- 買入れ予定価格 145,516,103 円（1 m²あたり約 5,315 円）

【議案の法的根拠】

- 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号（財産の取得）
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条（議会の議決に付すべき財産の取得または処分）



問合せ先	都市づくり部 公園緑地課長 神谷	電話	724-4397
------	------------------	----	----------

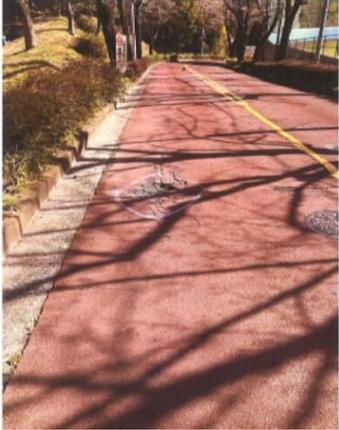
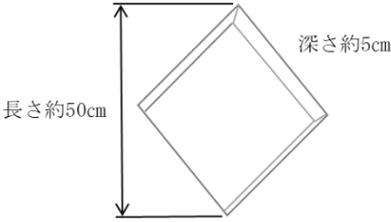
議案概要

議案名	第64号議案 2025年度東京都議会議員選挙投票用紙自動交付機購入		
<p>【議案提出の目的】 2025年度に実施する東京都議会議員選挙の投票事務において使用する、投票用紙自動交付機について、物品供給契約を締結するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 有権者に投票用紙を交付する機器の調達を行います。 ・ 投票用紙自動交付機 100台</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第96条第1項第8号（財産の取得） ○ 地方自治法施行令第121条の2の2第2項（議決に付すべき財産の取得の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条（議決に付すべき財産の取得）</p> <p>【契約の概要】 ○ 契約目的 2025年度東京都議会議員選挙投票用紙自動交付機購入 ○ 契約方法 特命随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） ○ 契約金額 31,900,000円（1台あたり319,000円） ○ 契約相手方 株式会社ムサシ 東京第一支店 取締役支店長 村田 一則 東京都中央区銀座八丁目20番36号 ○ 履行期限 契約開始日から2025年6月17日まで</p> <p>【過去の実績】 ○ 2020年度 20台 5,280,000円（1台あたり264,000円） ○ 2021年度 50台 13,200,000円（1台あたり264,000円） ○ 2024年度 10台 2,640,000円（1台あたり264,000円）</p> <p>【経緯】 ○ 東京都議会議員選挙を実施するにあたり、保守期間の終了を迎える機器の更改として、100台購入するものです。</p> <div data-bbox="1114 1570 1465 1794" style="text-align: right;"><p>テラック BA-10</p></div>			
問合せ先	選挙管理委員会事務局課長 村田	電話	724-2168

議案概要

議案名	第65号議案 (仮称)町田市中学校給食センター整備・運営事業契約の変更契約		
<p>【議案提出の目的】 南エリア中学校給食センターの建設工事の遅延に伴い、同センターの開業日を変更するため、事業契約の変更契約(3回目)を締結するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 契約金額の変更<ul style="list-style-type: none">・ 契約金額を 12,220,654,013 円から 12,198,632,078 円に変更します。(22,021,935 円減)○ 工事完了予定日<ul style="list-style-type: none">・ 南エリアの工事完了予定日について 2025 年 6 月 30 日を 2025 年 8 月 27 日に変更します。○ 運営・維持管理期間<ul style="list-style-type: none">・ 南エリアの運営・維持管理期間について 2025 年 9 月 1 日～2040 年 3 月 31 日を 2025 年 10 月 1 日～2040 年 3 月 31 日に変更します。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 12 条(地方公共団体の議会の議決)○ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令第 3 条(地方公共団体の議会の議決を要する事業契約) <p>【契約の概要】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 契約目的 (仮称)町田市中学校給食センター整備・運営事業(町田忠生小山エリア・南エリア)○ 契約方法 公募型プロポーザルによる随意契約○ 契約金額 当初契約額 12,136,092,595 円 変更1回目 12,202,810,100 円 変更2回目 12,220,654,013 円○ 契約相手方 町田中学校給食サービス株式会社 代表取締役 嶋津 厚志 東京都町田市成瀬六丁目9番15号○ 契約期間 2023年3月29日から2040年3月31日まで <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 南エリア中学校給食センターの工事遅延を受けて、工事完了予定日を変更します。また、2025年9月の1か月運営を行わないことから契約額を減額します。			
問合せ先	学校教育部 保健給食課長 林	電話	724-2177

議案概要

議案名	第66号議案 道路上における転倒事故に係る損害賠償請求事件の和解について		
<p>【議案提出の目的】 道路上における転倒事故に係る訴訟（損害賠償請求事件）について、和解による解決を求めるものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 道路上における転倒事故に係る訴訟について、和解金として900,000円を支払うものです。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第96条第1項第12号（和解）</p> <p>【経緯】 ○ 原告は、2021年3月3日に自転車（ロードバイクタイプ）で市道を走行中、路面の損傷箇所にて自転車の前輪がはまって転倒し、怪我を負いました。 ○ 原告は、市道に瑕疵があったと主張して、2024年1月25日付けで治療費及び慰謝料等218万9,165円及び遅延損害金の支払いを求める訴訟を提起しました。 ○ 横浜地方裁判所相模原支部にて審理が進められてきましたが、2025年4月3日に裁判所から和解案の提示があったため、これに従って和解による解決を図るものです。</p> <p><路面損傷箇所の状況></p> <div data-bbox="181 1200 520 1630"></div> <div data-bbox="552 1252 954 1576"></div> <div data-bbox="1082 1200 1182 1227"><p><概要図></p></div> <div data-bbox="1010 1341 1401 1563"><p>長さ約50cm</p><p>深さ約5cm</p></div>			
問合せ先	道路部 道路管理課長 奥村	電話	724-1154



この冊子は、250部作成し、1部あたりの単価は136円です（職員人件費を含みます）。